



Title	包括的核実験禁止条約形成過程におけるオーストラリアの多国間外交政策：「良き国際市民」概念の視点から
Author(s)	佐藤，江鈴子
Citation	国際公共政策研究. 2004, 8(2), p. 139-158
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/4772
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

包括的核実験禁止条約形成過程における
オーストラリアの多国間外交政策
—「良き国際市民」概念の視点から—

Australian Multilateral Foreign Policy
and the Formation of the
Comprehensive Nuclear Test Ban Treaty:
Viewpoints on the Concept of 'Good International Citizenship'

佐藤江鈴子*

Eriko SATO*

Abstract

Though Australia is a non-nuclear weapon state, it played an important role in the completion of the Comprehensive Nuclear Test Ban Treaty (CTBT) in 1996. This paper attempts to clarify the features of Australian multilateral foreign policy relevant to the CTBT. It elaborates viewpoints on the concept of good international citizenship advocated by Gareth Evans, former Australian Foreign and Trade Minister, and examines the effectiveness of the Australia's diplomatic posture.

キーワード：良き国際市民，多国間外交政策，国益，CTBT

Keyword: good international citizenship, multilateral foreign policy, national interests, CTBT

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科 博士後期課程

は じ め に

冷戦期、核軍備管理・核軍縮分野において成立した諸条約は、核兵器国間、特に米ソ間の力関係に強い影響を受け、非核兵器国が当該分野において果たしてきた役割は「当事者の主観的意図に拘わらず消極的なものであるか、または随伴的なもの」になってしまった¹⁾。

しかしながら、冷戦後初めて当該分野において成立した多国間条約である包括的核実験禁止条約 (Comprehensive Nuclear Test Ban Treaty, CTBT) 成立において、非核兵器国であるオーストラリア (以下、豪州) が、条約の成立にとって欠くことのできない役割を果たした。では、なぜ豪州はこのような役割を果たすことができたのだろうか。

本稿では、この点について検討するため、豪州で外交理念として採用されていた「良き国際市民 (Good International Citizenship, GIC)」概念に注目する。GIC 概念は、豪州において1988年から1996年まで、ホーク労働党政権とそれに続くキーティング労働党政権下で外相を務めたエバンス (Gareth Evans) によって提唱され、道義的要素を外交政策に取り入れようとするものであった。本稿の目的は、GIC 概念を用いることによって、豪州の CTBT 交渉における多国間外交政策の特徴を明らかにし、豪州のその多国間外交姿勢の有効性を検証することである。

本稿の研究意義として次の2点を挙げることができる。第1点目は、先行研究の補完である。GIC 概念と核軍備管理・核軍縮問題を結び付けた研究論文として唯一、1999年のハンソン (Marianne Hanson) の論文がある²⁾。ハンソンは、事例研究として1996年に報告書を提出した「核兵器廃絶に関するキャンベラ委員会」³⁾を取り上げ、多国間交渉については言及のみで具体的な検証はしていない。多国間交渉によって成立した CTBT の交渉過程を検討することは、先行研究の幅を広げるという点で意義があると考えられる。第2点目は、豪州外交について GIC 概念を用いて検討することで、非核兵器国が核軍縮にコミットする際の外交的余地を広げる概念枠組みを提供するという点である。多国間での核軍備管理・核軍縮が停滞する昨今の状況において、国際環境の悪化はあるが、成功事例である CTBT 交渉に関して今一度振り返ることで非核兵器国が果たすことのできる役割を模索する契機になると考えている。

1) 杉山茂雄「軍縮問題と中小国」日本国際問題研究所編『軍縮の総合的研究』(1964年)、121頁。

2) Marianne Hanson, *Australia and Nuclear Arms Control as 'Good International Citizenship'* (Canberra: Department of International Relations, ANU, Working Paper No. 1999/2, 1999).

3) Canberra Commission on the Elimination of Nuclear Weapons, *Report of the Canberra Commission on the Elimination of Nuclear Weapons* (Canberra: Department of Foreign Affairs and Trade, 1996). ハンソンは、リーダーシップ論を用いて、「キャンベラ委員会」に関する豪州のイニシアチブを GIC 概念が最も効果的に適用された例として示した。

以下では、まず CTBT 交渉過程及び豪州が果たした役割を概観する。続いて、GIC 概念を検討した後、CTBT 交渉過程における豪州の役割を GIC の観点から検討する。

1. CTBT 交渉⁴⁾

核実験の禁止は、核軍備管理・核軍縮分野において、核兵器の垂直拡散及び水平拡散防止の手段であるという見方がされてきた。核実験禁止に関して、CTBT 交渉が本格化する1993年までに3つの条約が締結された。1963年に「部分的核実験禁止条約 (PTBT)」が締結され、大気圏内、宇宙空間、水中における核兵器の実験的爆発及び他の核爆発とそれらの空間における平和目的のための爆発が禁止された。地下核実験に関しては1974年に「地下核実験制限条約 (TTBT)」⁵⁾、平和目的の地下爆発については1976年に「平和目的核爆発条約 (PNET)」⁶⁾が締結され、1990年に発効した。

しかし、冷戦期において包括的に核実験を禁止する条約は、検証問題や米ソの軍拡競争などのために締結されなかった⁵⁾。あらゆる環境におけるすべての核実験を禁止しようとする包括的な核実験禁止条約の交渉は、冷戦後になってようやく着手された。

1.1 交渉経緯

1993年8月10日、ジュネーブ軍縮会議 (CD) において核実験禁止アド・ホック委員会に包括的核実験禁止の交渉権限付与が全会一致で採択された。同年、国連総会においても、CDが優先的に CTBT 交渉を行うことを求める決議がコンセンサスで採択された。

1994年1月、上記マンデートに基づきCDにおいて交渉が開始されたが、実質的な成果は乏しく、9月に採択された95ページからなる議長のローリング・テキストの文言のほとんどに未決を示す括弧が付いていた⁶⁾。

1995年5月、核不拡散条約 (NPT) が再検討・延長会議において無期限延長され、パッケージ決定された「核不拡散と核軍縮の原則と目標」に関する決定の中で CTBT を1996年中に完成させることが規定された⁷⁾。しかし、中国は6月8日に核実験を実施し、またフランスは

4) CTBT 交渉過程における事実関係については、特に註を記さないかぎり、以下の3つの報告書を参考としている。Rebecca Johnson and Sean Howard, *A Comprehensive Test Ban Treaty: Disappointing Progress*, Acronym Booklet No. 3, September 1994. <http://csf.colorado.edu/peace/orgs/Farndon/acro/acro-3> (2002年7月8日ダウンロード)。以下では、ダウンロードした日付は括弧内に示す。

Rebecca Johnson, *Comprehensive Test Ban Treaty: The Endgame*, Acronym Report No. 9, January-March 1996. <http://www.acronym.org.uk/acrorep/acro9.htm> (2002年7月8日)。

Rebecca Johnson, *A Comprehensive Test Ban Treaty: Signed but not Sealed*, Acronym Report No. 10, January-September 1996. <http://www.acronym.org.uk/acrorep/acro10.htm> (2002年7月8日)。

5) 冷戦期における核実験禁止問題については、植田隆子「ジュネーブ軍縮会議における核実験全面禁止問題 (1986-1988) - 多数国間交渉と米ソ二国間交渉の相剋」『国際政治』第90号 (1989年) を参照。

6) Chairman's Rolling Text of the Treaty, CD/1273/Rev.1, 5 September 1994.

7) NPT 再検討・延長会議については、浅田正彦「NPT 延長会議における無期限延長の決定」『岡山大学法学会雑誌』

6月14日に核実験の再開を発表した。この2国の行動は国際的な非難に晒され、交渉に少なからず影響を与えた。基本義務に関して進展があったが、9月26日に採択された議長のローリング・テキストでは、括弧がついた部分が1200ヶ所にもものぼり、依然として各国の意見が収斂されていない状況が明らかになった⁸⁾。

1996年の交渉は、前年の国連総会決議でCDがCTBTを最優先課題として取り組み、第51会期国連総会開始（9月16日）までに署名できるように交渉を妥結させるよう要請されたことを受けて⁹⁾、交渉の早期妥結が一層求められた。議長は5月全く括弧のない条約案を提出し¹⁰⁾、これはその後の修正を経て最終条約案となった。しかし、インドが6月の段階で当該段階でのCTBTへの署名を拒否する意思を示し、また7月29日には議長の最終案の採択を認めない意向を表明し、その後も変更しなかったため、最終案のCDでの採択はコンセンサスに至らないために不可能となった。8月22日、スター（Richard Starr）豪州軍縮大使は、最終条約案を国連総会での投票に付託する旨を提案し、9月10日、最終条約案は国連総会で採択された（賛成158、反対3、棄権5）。

1.2 主要な争点

以下では、条約の重要な柱となり、かつ各国の意見対立が際立っていたため、その解決が交渉の最終局まで困難であった争点として、基本義務、検証制度、条約の発効要件を取り上げ、その交渉過程を概観する。

(1) 基本義務

基本義務は、条約が禁止する範囲を規定する。交渉過程における議論の方向性には、大別すると2本の流れがあった。一方は、CTBTによってどこまで核実験を禁止できるかという禁止範囲をできるだけ広げようとする主として非核兵器国の立場である。もう一方は、条約で禁止されない範囲をできるだけ残しておこうとする主として核兵器国の立場である。

1994年から1995年半ばまで、基本義務に関する実質的な議論は5核兵器国間で行われ、議論は禁止されない活動に集中した。中国を除く4核兵器国は、それぞれ現在所有する核兵器の安全性と信頼性を確保し、さらには将来的な核兵器の開発などの質的向上の余地を残しておくためにも、流体核実験や一定の閾値以下の小規模核爆発を条約下でも可能にすることを検討した。中国は、閾値設定には反対したが、平和目的核爆発（peaceful nuclear explosion,

第45巻第1号（1995年）を参照。

8) Chairman's Rolling Text of the Treaty, CD/1364, 26 September 1995.

9) A/RES/50/65（1995年12月12日採択）。

10) Chairman of the ad hoc Committee of a Nuclear Test Ban, Working Paper, Draft Comprehensive Nuclear Test-Ban Treaty, CD/NTB/WP. 330, 28 May 1996.

PNE) の容認を要求した。非核兵器国間でも、交渉初期段階から立場は一致しておらず、豪州の禁止対象を核爆発に伴う核実験とするもの、ドイツやスウェーデン等の核実験に至る準備段階までも含めるものなどがあった。

このように交渉の初期段階において、基本義務に関する意見の収斂は見られなかったが、1995年8月11日、米国はこれまでの主張を転換させ閾値を全く設定しない「トゥルー・ゼロ・イールド (真の威力ゼロ)」¹¹⁾を提唱し、その後、英仏口もこれを支持した¹²⁾。この方針転換もあり、豪州案に意見が収斂し始めていたが、中国は PNE について譲歩しなかった。大半の国が PNE の例外的容認に反対であったが、同時に中国の面目を保つ形でないとは中国は CTBT を受け入れないのではという危惧もあった。結果的に、米中の二国間交渉によって、1996年6月、中国は従来の主張を撤回した。この中国の譲歩によって基本義務に関しては豪州案を採用することでほぼ決着が見られた¹³⁾。

(2) 検証制度¹⁴⁾

検証制度の整備は、条約の実効性を高めるために必要である。検証に関する問題には、技術的側面と政治的側面があった。技術的な問題は交渉の中盤までにかなり解決されたが、政治的側面に関わる問題は最終盤まで解決できなかった。以下では政治的な問題が関与した2つの争点を中心に概観する。

第1点目は、自国の検証技術手段 (national technical means, NTM) の利用についてである。NTM から得られた情報の利用に関する問題は、締約国が現地査察 (on-site inspection, OSI) を要請する際の根拠として NTM からの情報は有効かという問題と直結する。中国や非同盟諸国は、技術的格差によって NTM が不平等かつ排他的に少数の国によってしか利用できないことに不満を持ち、NTM の利用に反対した。特に OSI 要請根拠としての使用は、主観的かつ選択的な情報の利用を認めることになり、OSI の濫用を危惧した。一方で米ロや欧州諸国は、国際監視制度 (International Monitoring System, IMS) の有用性は認めつつも容易に欺かれるのではとの不安から NTM の使用を求めた。交渉の末、議長テキストで

11) 米国は、1994年の段階で、CTBT はあらゆる核爆発を禁止するもので、いかなる例外もないと主張し、「ゼロ・イールド (威力ゼロ)」の流体核実験は、それ自身核爆発であると見なされないだろうとしていた。しかし、流体核実験は非常に低威力で、少量の核分裂性物質を生じさせるものである。つまり、この段階での「ゼロ・イールド」という言葉では、低威力の核爆発が除外されておらず、真に包括的な禁止を意味していなかった。黒沢満「包括的核実験禁止条約の基本的義務」『版大法学』第47巻第4・5号 (1997年)、216頁を参照。

12) この米国の方針転換には、核兵器の信頼性及び安全性について実験を実施することなく今後も維持できるとしたジェイソン報告が影響を与えたと見られている。“JASON Nuclear Testing Study”, *Arms Control Today*, Vol. 25, No. 7, September 1995, pp. 34-35.

13) 中国は、条約の効力発生の10年後に開催される締約国会議において PNE の実施を認める可能性について検討することを条件に主張を撤回した。しかし、この承認はコンセンサス方式で決定されるため、ほとんどの国が PNE に反対する現在においてはその見込みはほとんど無いと言える。

14) 交渉経緯については、Acronym Institute, *Disarmament Diplomacy*, Issue No. 8, September 1996 を参照。
<http://csf.colorado.edu/dfax/dd/dd08.htm> (2002年8月3日)。

は、OSI の要請は IMS によって収集された情報若しくは一般に認められている国際法の原則に適合する方法で、NTM によって得られた関連する技術上の情報またはこれらの組み合わせに基づくこととされた。

第2点目は OSI の内容についてである。交渉が最も紛糾したのは OSI 決定過程であった。各国の国家安全保障への考慮は、OSI をより政治的に機微な問題にした。西側諸国は、迅速なアクセスと違反の事実を示す証拠を即座に収集すべきという考えから、簡単な OSI 決定過程を主張した¹⁵⁾。これに対し、中国、ロシア、非同盟諸国などは、比較的容易に OSI の実施が可能になれば、OSI の濫用によって重要な国家軍事機密などが流出することを危惧したため、より厳格な決定過程を主張した¹⁶⁾。最終的には、米中二国間交渉で執行理事会の全51理事国中30ヶ国以上の賛成で実施するとの合意に至り、最終案に取り入れられた。

(3) 発効要件

発効要件については、条約の普遍性と早期発効の両立が争点となった。CTBT の基本的な目的である核の垂直拡散及び水平拡散の防止のためには、5核兵器国と3核敷居国（インド、パキスタン、イスラエル）が条約に加入することが不可欠であると考えられたが、具体的な国名を発効要件の中に明示的に示したものにすると、それらの1国でも批准しないと条約は発効しないという問題が生じる。

1994年から1995年に提案された案は次の3つに大別できる。第1に批准国数が特定数に達すると発効する単純締約国数案、第2に特定国が批准すると発効するリスト案（原子力技術を持つ国を列挙した国際原子力機関〔IAEA〕リスト案、CD加盟国案）、第3にリスト案とウェーバー会議¹⁷⁾の複合案であった。交渉の末、最終的には1996年6月18日の時点でCD参加国であり、かつ原子力発電所または研究炉を持つ IAEA リスト掲載国である44ヶ国の批准で発効するとされた。ただし、署名開放後、3年間経過しても発効しない場合の批准国会議の開催に関する規定が新たに追加された。

1.3 豪州の交渉過程での役割¹⁸⁾

15) 執行理事会が過半数の投票によって OSI は実施すべきでないという議決をしない限り、OSI は自動的に実施される「赤信号方式」を求めた。

16) 執行理事会が過半数の賛成によって、OSI を実施すべきという議決がなければ OSI は実施されない「青信号方式」を求めた。

17) 例えば、豪州は1996年2月に提出したモデル条約案において、1996年会期時の全CD加盟国及びオブザーバーの批准を発効要件とするが、署名開放の2年後に未発効であれば締約国は会議を開き、その発効要件を3分の2以上の賛成によって放棄（waive）でき、その後批准間で条約が発効するという案を提案した。

18) 豪州の CTBT 交渉における行動と役割を考察する際、豪州代表の発言や行動が、個人的な裁量によるものであるのかそうでないかを識別することは困難である。それは、豪州代表の行動を拘束するのは、外務貿易省本省からの訓令であり、それに従って交渉担当者は行動するからである。本稿においては、資料の限界があり、豪州の交渉担当者の個人的裁量による行動と本省からの訓令に基づく行動とを区別して分析することができない。よって、豪州の CTBT 交渉における行動と役割を分析する際には、豪州代表個人の言動に留意しながらも、便宜的に豪州という国

豪州の CTBT 交渉過程での役割について、条約交渉過程全体へのアプローチと個別的関心についてのアプローチに大別して以下では概観する。

正式な交渉開始以前、交渉に間接的な影響を与えたと思われる豪州国際場裏での活動がある。1972年以降、豪州はニュージーランドと共同して、CTBT 関連の国連決議案を提出し、採択されてきた。同様に、メキシコを中心として全面的な核実験禁止に関する決議案も採択されていた。そこで支持の最大化を狙い、1990年から両決議の統合が試みられ、1991年統合に成功した¹⁹⁾。

(1) 条約交渉過程全体へのアプローチ

豪州は、1994年1月25日からの実質交渉開始に先駆けて、1月4日、オサリバン (Paul O'Sullivan) 大使が、CDに対してCTBTの条約構造に関する案を提出し、非公式協議を重ねた²⁰⁾。交渉開始後、1994年3月30日、豪州は条約草案を提出し、多くの国の支持獲得に成功した²¹⁾。豪州案は議長のローリング・テキストの作成に貢献した。

1995年2月9日、目立った交渉の進展がなかったため、スター大使はCD本会議で交渉のスピードアップを狙い、6つの政治的問題（基本義務、機関、検証制度、発効要件、条約の再検討及び改正、有効期間及び脱退）に焦点を当てて交渉を進めるという提案を行った²²⁾。豪州は、中国による核実験実施、フランスによる地下核実験再開発表後、7月15日から29日にかけて、外務高官のミッションをワシントン、ロンドン、パリ、モスクワ、北京、東京、ジュネーブに派遣し、ゼロ・イールドのCTBTが即座に交渉されるように訴えた²³⁾。また8月、CD本会議演説でスター大使は、今後の交渉日程に言及し、特に検証問題については1996年1月までに明確な合意に達するよう求めた²⁴⁾。

1996年2月22日、イランに続いて豪州もモデル条約案を提示し、中間案の提示を試みた²⁵⁾。

の行為として一元的に捉えざるを得なかったことをここで断っておく。交渉担当者個人の裁量による行動がどのようなものであったかに関しては、今後の研究課題の1つとして取り組んでいきたいと考えている。

- 19) 上村は、この非同盟諸国による妥協は、冷戦期から豪州とニュージーランドのCTBT外交の基盤であった「コア・グループ」が核兵器国の同意取り付けに成功する明確な見通しが出てきたために、非同盟諸国は穏健な表現を支持するようになったと指摘する。上村直樹「オーストラリアとニュージーランドの非核・核軍縮政策」広島平和研究所編『21世紀の核軍縮—広島からの発信—』（法律文化社、2002年）315頁。
- 20) Australia, Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty, Draft Structural Outline, CD/1235, 5 January 1994.
- 21) Australia, Working Paper, Comprehensive Test-Ban Treaty, CD/NTB/WP.49, 30 March 1994.
- 22) その後作業部会がコーディネーターを任命することによって、この提案は意味を発揮した。
- 23) 5核兵器国は、このミッションに対して、1996年のCTBT妥結にコミットすると答えたと伝えられている。David Anderson, *Are we finally on track for a comprehensive test ban?*, Current Issues Brief no. 2 1995/6, Canberra, 30 August 1995. <http://parlinfoweb.aph.gov.au/piweb/view-document.aspx?id=1957&table=PRSPUB> (2002年8月4日)。
- 24) Acronym Institute, *Nuclear Proliferation News*, Issue No. 31, 21 August 1995. <http://csf.colorado.edu/dfax/npn/npn31.htm> (2002年8月3日)。
- 25) Australia, Department of Foreign Affairs and Trade (以下 DFAT), Comprehensive Nuclear Test Ban Treaty, Australia Model Treaty Text, CD/1386, 22 February 1996. コステロ (Michael Costello) 豪州外務貿易次官は、今回のモデル条約案提出は、「代替的または並行的な交渉過程を作ろうとするためではなく、CTBTが実際に手の届く所にあるということをはっきりと示そうとする」試みであると説明した。Acronym Institute, *Disarmament Diplo-*

6月、議長による最終案提出の後、豪州、ベルギー、日本、スイスを含む数ヶ国は、議長案の欠点を認めながらも、各国が受け入れるよう促した。結局、8月14日の最終案修正後もインドは反対の姿勢を崩さなかったため、CDでの採択が非常に困難となった。8月22日、行き詰まりを打開するため、スター大使は最終議長案を「条約の友人グループ」によって国連総会での投票に付託する旨を提案した²⁶⁾。この提案は多くの国の賛同を得た結果、豪州は127ヶ国の共同提案国を集め、9月10日には議長案が国連総会に付託され採択された。この豪州の行動は、第51会期国連総会開始までに条約の署名開放を可能にさせるようにとの前年の決議を実現させ、まさに条約の早期成立のために欠くことのできない行動であった。

(2) 個別的問題についてのアプローチ

豪州が、以下で取り上げる3つの個別の問題に関してどのように行動し、いかなる役割を果たしたかを概観する。

a. 基本義務

豪州は1994年3月に初めて条約草案を提出した。基本義務に関する部分はスウェーデン草案を参考に行っている²⁷⁾。両国の規定は、ともにPTBT第1条を踏襲していたが、核兵器の実験的爆発の「準備」を禁止対象として含めていない点でスウェーデン草案とは異なる。豪州には、条約は核爆発を禁止するという伝統的な目標を狙ったものであり、実験の準備段階という検証できない活動までも禁止の範囲に入れようとすることは、交渉マンデートを越えたことであるという認識が根底にあったためである。

このような認識は豪州のCDでの行動によく反映されている。1995年2月9日、スター大使は、禁止の範囲を拡大することを批判するとともに、PNEや例外的状況での核爆発を許容することは受け入れられないとして、中間的立場の模索を呼びかけた²⁸⁾。第2作業部会（法律・機構）での交渉停滞を背景とし、1995年3月、豪州は基本義務に関する草案を再度提出した²⁹⁾。当段階において、この提案は低威力の実験は許容される余地があるという見方もされていたが³⁰⁾、結果的に米英仏、欧州、非同盟諸国による支持が集まったという点で、この

macy, Issue No. 2, February 1996.

<http://csf.colorado.edu/dfax/dd/dd02.htm> (2002年8月3日)。

26) Acronym Institute, *Disarmament Diplomacy*, Issue No. 7, July-August 1996.

<http://csf.colorado.edu/dfax/dd/dd07.htm> (2002年8月3日)。

27) Sweden, Draft Comprehensive Nuclear Test-Ban Treaty, CD/1203, 3 June 1993, and CD/1232, 3 December 1993.

28) Acronym Institute, *Nuclear Proliferation News*, Issue No. 18, 17 February 1995.

<http://csf.colorado.edu/dfax/npn/npn18.htm> (2002年8月3日)。

29) Australia, Working Paper, Draft Article on Scope, CD/NTB/WP. 222, 9 March 1995.

30) 竹内が指摘するようにこの時点では同提案における核爆発の定義は必ずしも明確ではなかった。竹内俊隆「包括的核実験禁止条約の交渉経緯と三つの争点」大阪外国語大学国際関係講座編『貝田守教授停年退官記念論文集』(1998年)、119頁。

提案により一定の共通理解が可能であることを参加国間に示したと言える。最終的に豪州案は CTBT の第 1 条として採用された。

b. 検証制度

豪州は、1972 年以降ニュージーランドと共同提出してきた国連総会決議案において CD での CTBT の交渉とそのための補助機関を CD に設置するよう求めていたが、米英の強い反対により実現が不可能であったことなどから、豪州は検証問題に熱心に取り組むようになった³¹⁾。

交渉では技術的側面以外でも注目すべき行動が見られた。第 1 作業部会（検証）では、OSI に関する問題解決のため主要な問題の明確化を試み³²⁾、特に議論が紛糾した OSI 要請根拠と決定過程の問題では、豪州が 1996 年 2 月のモデル条約案において妥協案を提示しようとしたことが伺える。

豪州は、OSI 要請根拠は IMS によって得られたデータ若しくは条約の規定と一致した条約検証制度の他の要素によって得られたデータ（関連の補助的データまたは情報を含む）、またはこれらの組み合わせとし、さらに条約の基本義務の検証に関連する他の技術情報やデータへの全加盟国によるアクセスを促進する関連措置も提案した。NTM の利用をめぐる意見対立を考慮すると、豪州案が米国などの NTM 許容の立場だけでなく、非同盟諸国の懸念事項であった情報へのアクセスの格差にも配慮することで、制限的に NTM を取り入れることを非同盟諸国に受け入れさせようとする試みであったと言える。この関連措置に関する豪州提案は、文言に変化はあるが基本的な主旨として、最終的に条約に取り入れられており、当該問題を解決するために貢献した³³⁾。OSI 決定過程では、豪州は OSI の初期段階と継続段階を区別する方式を提案した³⁴⁾。実際には豪州が提案した方式は採用されなかったが、中間案を提案しようとする努力が見られる。

c. 発効要件

豪州は、発効要件に関しては化学兵器禁止条約（CWC）の発効要件³⁵⁾交渉過程で用いた方

31) 豪州の検証技術開発などに関しては、Australia, DFAT, *Annual Report 1991-92* (Canberra: Australian Government Publishing Service, 1992), pp. 83-84; DFAT, *Annual Report 1992-93* (Canberra: Australian Government Publishing Service, 1993), p. 90; DFAT, *Annual Report 1993-94* (Canberra: Australian Government Publishing Service, 1994), p. 117; DFAT, *Annual Report 1994-95* (Canberra: Australian Government Publishing Service, 1995), p. 136 を参照。

32) Acronym Institute, *Nuclear Proliferation News*, Issue No. 27, 15 June 1995.
<http://csf.colorado.edu/dfax/npn/npn27.htm> (2002 年 8 月 3 日)。

33) CTBT 第 4 条第 68 項を参照。

34) 初期段階：理事会の四分の三による反対で OSI は実施されない「赤信号方式」。
継続段階：実施のために理事会の三分の二の承認を必要とする「青信号方式」。

35) CWC 第 21 条第 1 項を参照。

法を再び用いることによって交渉に貢献しようとした。1994年、豪州は条約草案で単純締約国数案を提案したが、特に発効に必要な批准国数は明記せず、特定国の批准にも言及しなかった。同時に提出した注釈の中で、豪州は当該問題が抱える条約の早期発効と普遍性確保という2つの争点の重要性は認識しつつも、あえて「この段階で、結果として生じるジレンマを解決するための特定のフォーミュラを提出しない」とし、条約の普遍性に関する問題は、「条文形成よりむしろ、並行的かつ補完的外交プロセスを通じて」解決していくことを展望する見解を説明した³⁶⁾。ところが、この案に支持は集まらなかったため、1996年2月に提出したモデル条約案では、1996年会期時のCD加盟国とオブザーバーの批准によって発効するという要件にウェーバー会議を組み合わせた案を提示した。この案は、交渉の行き詰まりを打開する「現実主義的な方法」³⁷⁾と見なされた一方で、ウェーバー会議を取り入れた発効プロセスは主要国の支持を得られなかった。

発効要件に関しては、豪州は具体的な成果をあげられなかったが、条約の早期成立のために案を出し、交渉妥結に貢献しようとした姿勢は伺える。

2. GIC 概念の整理

上で概観したように、豪州が果たした役割は、1996年中のCTBT署名開放に貢献したと言える。そこで、以下においてこの豪州の行動を形成したGIC概念という外交理念に注目することによって、この行動を再検討する。本章では、GIC概念をエバンスの説明や主要な国際関係理論を用いて明確化させ、次章において具体的にCTBT交渉過程において豪州が果たした役割をGICの観点から論じる。

2.1 GIC 概念の概略

1988年、エバンス外相は、豪州の国益³⁸⁾を3つのカテゴリーに分けて説明した。地政学的または戦略的利益、経済的及び通商上の利益以外に、「良き国際市民であること、かつそうであるように見られること」を、国益の第3のカテゴリーとして提示した。グローバルな解決を必要とする環境問題などの「安全に対する非軍事的脅威」に関して、豪州が非植民地化、

36) Australia, Working Paper, Comprehensive Test Ban Treaty, Explanatory Notes, CD/NTB/WP. 49, 30 March 1994, p. 7.

37) Richard Leaver, "Australia's recent non-proliferation and disarmament diplomacy", Paper presented to the National Conference, Medical Association for Prevention of War, Canberra, 5 August 2000. <http://www.mapw.org.au/conferences/mapw2000/papers/leaver.html> (2002年9月15日)。

38) 本稿において、「国益」とは「政策決定者が国家ないし国民の利益と考える利益」であると定義している。但し、国内政治過程を分析範囲に含めていないので、「政策決定者」は、意思決定と行動主体として便宜的に「国家」として捉えている。しかし、衛藤らが指摘するように国益は客観的な基準によって明確に定義するのは困難である。衛藤藩吉、渡辺昭夫、公文俊平、平野健一郎『国際関係論（第2版）』（東京大学出版会、1989年）、52頁参照。よって、本稿では中核的な国益として国民の生存あるいは安全保障に限定して考える。

平和維持、軍備管理問題のような国際行動が求められる分野で行ってきたことと同様に、こうした問題においても果たすべき役割があるとした³⁹⁾。その後、特に GIC として追求すべき政策分野として、開発協力、人権、環境を列挙した。外務貿易省も、豪州の外交目標として、「良き国際市民としての豪州の地位を高めること」を明示している⁴⁰⁾。これまで歴代政権の外交政策で道義的要素が全く無視されてきたわけではないが、エバンスの登場で外交政策上の1つの考慮すべき要素であった道義が明確に外交目標とされたのである⁴¹⁾。

エバンスは、GIC 概念について、自らの著作や演説でしばしば言及しており⁴²⁾、それらの資料から GIC 概念が少なくとも以下の2つの特徴をもって使用されていると指摘できる。

第1は GIC 概念に貫かれている価値観である。GIC 概念によって追求されるアジェンダは、「豪州共同体の基本的価値観の外交関係への延長を意味している」⁴³⁾。その様な価値観とは、「我々自身の感覚の中核にあり、かつ民主的な共同体がその政府に追求するよう期待する価値観」である⁴⁴⁾。さらにエバンスは、「GIC は、共同体の価値観が最も国益追求に影響を与える外交政策分野」であり、「共同体の自己イメージや、それ [共同体] の指針となる原則であると判断するものを参照せずには十分に理解され得ない」と語っている⁴⁵⁾。豪州が GIC にコミットする根拠は、そうすること自体が道義的義務であるからなのである⁴⁶⁾。

第2は GIC 概念と豪州の国益との連関である。GIC 概念は、単なる「私心のない利他主義」ではなく⁴⁷⁾、「ボーイスカウト的善行と同義の外交政策」でもない⁴⁸⁾。むしろ、「啓蒙された自己利益における行動」であり、「理想主義的プラグマティズムの表現」であった⁴⁹⁾。GIC の追求は、豪州にとって直接的または間接的に利益になると考えられる。具体的には、グローバルな問題の解決、「良き国際市民」であるとの国際的名声の獲得、長期的には公正かつ寛容な国際社会の構築が挙げられる⁵⁰⁾。

39) Gareth Evans, "Australia's Place in the World: the Dynamics of Foreign Policy Decision-Making", Address to Bicentennial Conference, Strategic and Defence Studies Centre, Research School of Pacific Studies, Australian National University, 6 December 1988. <http://www.members.aol.com/garethmp/PLACE.html> (2002年9月2日)。

40) DFAT, *Annual Report 1993-94* (Canberra: Australian Government Publishing Service, 1994), p. 14.

41) Gary Smith, Dave Cox, and Scott Burchill, *Australia in the World: An Introduction to Australian Foreign Policy* (Melbourne: Oxford University Press, 1996), p100-101; Hanson, *op. cit.*, footnote 3.

42) 例えば、Gareth Evans, "Foreign Policy and Good International Citizenship", Address, Canberra, 6 March 1990. <http://www.members.aol.com/merranev/FPGIC.html> (2002年9月2日); Gareth Evans and Bruce Grant, *Australia's Foreign Relations in the world of the 1990s*, (Melbourne: Melbourne University Press, 1995) 2nd ed, pp. 34-35, 37-38, 40-43.

43) Evans and Grant, *op. cit.*, p. 35.

44) *Ibid.*

45) Evans, 註31 (1990年), 括弧内は引用者。

46) *Ibid.*

47) Evans and Grant, *op. cit.*, p. 34.

48) Gareth Evans, "Australian Foreign Policy: Priorities in a Changing World", The Roy Milne Memorial Lecture 1989 to the Australian Institute of International Affairs, Melbourne, 27 April 1989. <http://www.members.aol.com/garethmp/Changing.htm> (2002年9月2日)。

49) *Ibid.*

50) Evans, 註31 (1990年); Evans and Grant, *op. cit.*, p. 35, 42 を参照。

この他に、エバンスは GIC である国家の資質として信頼性、特に道義的信頼性を⁵¹⁾、その外交手法として多国間プロセスの活用を挙げている⁵²⁾。GIC 概念の特徴としては、道義的な行動が国家の外交政策の目標として考慮されるべきという考えを含むが、そのために国益を犠牲とするものではないと言える。

2.2 主要な国際関係理論における位置づけ

GIC 概念は、主要な国際関係理論の枠組み内にも位置づけることが可能である。以下では 3 つの主要な国際関係理論においてどのように GIC 概念が位置づけられるかを示すことで、GIC 概念が持つ要素をより明確化させたい⁵³⁾。

(1) 現実主義的視点

現実主義理論では、人間とは貪欲かつ利己的であり、対立的であるという人間観が起点となっている⁵⁴⁾。ゆえに現実主義者は国際関係において道義的行動をとることには非常に懐疑的であるが、それは倫理や道義自体を否定しているのではなく、結果主義的な観点から道義批判を行っているのである⁵⁵⁾。よって、現実主義において、国際政治における道義は排除されず、逆にその余地を見いだすことが可能である。

豪州の外交政策に戻って考えるならば、エバンス自身が GIC と国益を関連づけたことは注目に値する。明らかに、道義が単にナイーブなものとして認識されていたのではなく、国益の一部として認識されている。

(2) リベラル制度主義的視点

リベラル制度主義者は、規範、制度、多国間協力を通じて自由主義的国際秩序の維持や強

51) Evans and Grant, *ibid.*, p. 37; Evans, 註31 (1990年) を参照。

52) Evans, 註31 (1990年)。

53) 主要な国際関係理論の選択は基本的に先行研究に則っている (Hanson, Linklater, Goldsworthy, Lawler, Smith, et al., Wheeler and Dunne) が、先行研究では「現実主義」「合理主義 (または英国学派)」「理想主義」の分類を行っている。しかし、本稿においては、アクターの合理性を想定するという点で、「合理主義」との表現が「現実主義」との区別を困難にするために、あえて「合理主義」と表現せず、自由主義的な国際秩序の維持と強化を重視するという点に特に注目して、「リベラル制度主義」との表現を用いている。Andrew Linklater, "What is a Good International Citizen?" in Paul Keal, ed., *Ethics and Foreign Policy* (Canberra: Allen & Unwin in association with Department of International Relations, Research School of Pacific and Asian Studies, ANU, 1992); David Goldsworthy, "Australia and Good International Citizenship", in Stephanie Lawson, ed., *The New Agenda for Global Security: Cooperating for Peace and Beyond* (St Leonards, NSW: Allen & Unwin in association with Department of International Relations, Research School of Pacific and Asian Studies, ANU, 1995); Peter Lawler, "The Good Citizen Australia?" *Asian Studies Review* 16 (2); Nicholas J. Wheeler and Tim Dunne, "Good International Citizenship: A Third Way for British Foreign Policy" *International Affairs* 74 (4), 1998.

54) 例えば Thomas Hobbes, *Leviathan* (Oxford: Oxford University Press, 1947), pp. 82-83.

55) Frances V. Harbour, *Thinking About International Ethics: Moral Theory and Cases from American Foreign Policy* (Colorado: Westview Press, 1999), p. 30; Hans Morgenthau, *In Defense of the National Interest* (New York: Alfred A. Knopf, 1952), p. 33 を参照。

化を行おうとする。この観点からすると、公正かつ寛容な社会の発展のために GIC へのコミットを通じて貢献しようとする姿勢は、単に国際秩序維持だけでなく、さらに高い行動基準を国際社会に求めているようにする GIC の「改革者」的要素を示している。つまり、GIC は正義の観点から既存の秩序に対する修正の視点を含んでいると言える。

また、スミス (Gary Smith) らは、この観点から見ると「一方的な影響力を行使するパワーに欠く国でも多国間的な役割を果たすことができる」と述べている⁵⁶⁾。ゴールドスワージー (David Goldsworthy) によると、「GIC は、明らかに国家間で同意した関係領域を拡大し、諸国家のむき出しの自己利益を緩和する作業によって、[諸国家の] ルールや実践を強化し、それによって自由主義的国際秩序の基盤を強化することを目的としている」⁵⁷⁾。

(3) 理想主義的視点

カント (Immanuel Kant)⁵⁸⁾の流れを汲む理想主義者は、真偽についてより普遍的またはコスモポリタンな根拠を支持し、人類共同体に対する道義的義務を重視する。ここでのアクターは前述の2つの理論とは違い基本的に個人が想定され、世界をつくり変えていくのは個人の意志と行動である。よって「特定問題に関して成長しつつある『グローバルな道義的コンセンサス』を反映した GIC イニシアチブは、国際関係における理想主義的思考の十分な証を示した」ものだと言える⁵⁹⁾。

(4) 3理論と GIC 概念の関係性

3つの理論から GIC 概念を検討した結果、ウィラー (Nicholas J. Wheeler) らの言葉を借りると、GIC 概念は「残酷なパワーの要素を抑え、世界政治において秩序と正義の調和を期待する第3の道」⁶⁰⁾と描くことができる。そこで、本稿において GIC を「重大な国益を犠牲にするわけではないが、国際秩序の維持と強化、さらに正義の実現を促進させる国家」と定義する。

次にゴールドスワージーの論文を参考にし、GIC 概念と3つの理論との関係性を以下のよう整理する⁶¹⁾。GIC における現実主義と理想主義の側面に関しては、エバンス自身、これらの理論を「薄めた形 (diluted form)」⁶²⁾で使用したが、それは単純な2つの理論の分解ではなく、むしろ「[エバンスは] 現実主義と理想主義の『間違った』二分法と呼ぶものを、手段

56) Smith, et al., *op. cit.*, p. 98.

57) Goldsworthy, *op. cit.*, p. 181, 括弧内は引用者。

58) カント著、宇都宮芳明訳『永遠平和のために』(岩波書店、1985年) 参照。

59) Hanson, *op. cit.*, p. 6.

60) Wheeler and Dunne, *op. cit.*, p. 856.

61) 以下の3理論と GIC の関係性のまとめに関しては、特に註を付さない限り、Goldsworthy, *op. cit.*, p. 181 を参照。

62) *Ibid.*, p. 179.

と目的の関係に移行させた」⁶³⁾とゴールドスワージーはまとめている。つまり、目的は変革を求めるという意味で理想主義であり、手段は現実主義である⁶⁴⁾。しかし、この場合の現実主義は、「現実主義的 (realistic)」という意味でもある。手段において「現実主義的」であるというのは、実現可能性の限界への考慮に繋がっている。リベラル制度主義については政策実施手段において国家間協調を重視する点で特に顕著である。以上から、理想主義的要素は政策目標において、リベラル制度主義的要素は政策実施手段において、そして現実主義的要素は政策実施手段と目的の選択において顕著であるとまとめられる。

2.3 GIC と豪州軍備管理・軍縮外交政策との関連

GIC として追求すべきとされた政策分野に軍備管理・軍縮分野は入っていなかったが、GIC と関連がない訳ではない。むしろ、ハンソンは「軍備管理イニシアチブは、豪州の GIC の資格を示すための最も適切かつ論理的な手段となった」と指摘する⁶⁵⁾。エバンスも「軍備管理・軍縮は、良き国際市民に関する我々の利益が、自国の安全保障を維持し、かつグローバルな安全保障に貢献する、我々の国益と直接的に重なり合う分野である」と語っている⁶⁶⁾。エバンスが外相であった時期の豪州の軍備管理・軍縮外交政策が、GIC 概念と結び付けて考えることができる理由として以下の3点が少なくとも指摘できる。

第1点目は、エバンスが明確化した3分野における活動の停滞や国内外からの非難の影響がある。特に、非難の対象となったのは人権問題であった⁶⁷⁾。一方で、フィンドレーは、豪州にとって軍備管理・軍縮政策は、「政治的または経済的にも、これらを追求するのは困難でない」と指摘する⁶⁸⁾。また、CWC 交渉での貢献は当分野が豪州にとって成果の出せる分野であることを示した⁶⁹⁾。つまり、軍備管理・軍縮問題は、豪州にとって他の問題よりも「容易に」コミットでき、より豪州が「良き国際市民」とであると国際的に示すことのできる問題分野であると言える。

第2点目は、軍備管理・軍縮問題を取り巻く国際環境の変化がある。当該問題を米ロ二国間交渉だけでなく、多国間プロセスによって解決しようとする動きが高まってきたことと

63) Ibid, p. 180, 括弧内は引用者。

64) Ibid.

65) Hanson, *op. cit.*, p. 9.

66) Evans, 註31 (1990年)；同様の主旨のことは Gareth Evans, 'Peace, Disarmament and Regional Security', Address in Murdoch University, Perth, 9 March 1990 でも言及。
<http://www.members.aol.com/merranew/PDRS.html> (2002年9月2日)。

67) Lawler, *op. cit.*, pp. 247-248; Smith et al., *op. cit.*, pp. 193-195, 219-224. 但し、環境問題に関しては一定の評価がなされており、集中的な非難の対象とはなっていない。

68) Trevor Findlay, *The Making of A Moral Ornament: Australia Disarmament and Arms Control Policy 1921-1991* (Canberra: Peace Research Centre, ANU, Working Paper No. 107, 1991), p. 16.

69) CWC 形成過程における豪州の役割については、浅田正彦、杉山正秋「化学兵器の拡散と拡散防止」、納家政嗣、梅本哲也編『大量破壊兵器不拡散の国際政治学』(有信堂、2000年)。

も関係する。エバンス自身も、当該問題は大国に排他的な問題ではなく、「中小国を含む多国間軍縮努力には重要な役割」があり、「多国間交渉を通じてのみ、効果的に対処可能な軍備管理イシューもある」と指摘した⁷⁰⁾。

第3点目は、豪州が歴史的に軍備管理問題に関心を持つ国であるという点である⁷¹⁾。実際、この問題へのコミットについては国内で超党派的支持が存在する。エバンスは労働党政権の閣僚であったことから、特に労働党が多国間主義的な外交姿勢を好み、当問題に関しても党内左派や労働組合の影響も受けて関心が強かった点にも注目すべきである⁷²⁾。よって、多国間主義を採用する GIC 概念が、労働党政権期に鮮明な形で出現し、GIC として軍備管理・軍縮問題に取り組もうとしたことにその連関を見出すことが可能である。

3. GIC と豪州の CTBT 外交

3.1 導 入

本章では、CTBT 交渉過程における豪州の行動を前章で検討した GIC 概念に注目して考察する。前章の検討から、GIC を追求する国家は、その国家に特有の制約の中で政策を実施しつつも、道義的に容認できる結果を追求し、そのために多国間協調主義的な外交手段をとると言える。よって、以下では、具体的に CTBT 交渉における豪州の制約、目的、手段を検討し、外交政策の特徴を明らかにした上で、その外交姿勢の成果と限界を示す。目的と手段に関しては前述の国際関係理論の観点から考察する。

(1) 制約

第1に、国際的な発言力と影響力の限界である。豪州は、強大な軍事力や経済力を有していないため、それらから引き出される影響力を有さない⁷³⁾。その他にも、人口規模や地理的及び戦略的孤立等によっても豪州の影響力は制限される。

第2に、米国との同盟関係の保有とCDで西側グループに属していることである。同盟関

70) Evans, 註31 (1990年)。

71) Stewart Firth, *Australia in International Politics—an introduction to Australian foreign policy* (Sydney: Allen & Unwin, 1999), Chapter 6.

72) John Ravenhill, "Cycles of Middle Power Activism: Constraint and Choice in Australia and Canadian Foreign Policies", *Australian Journal of International Affairs*, 52 (3), 1998, p. 321; Roderic Alley and John Ravenhill, "Labour and Foreign Relations", in Francis G. Castles, Rolf Gerritsen, Jack Vowles. eds., *The Great Experiment: Labour Parties and Public Policy Transformation in Australia and New Zealand* (St. Leonards NSW: Allen & Unwin, 1996), p. 170.

73) DFAT, *Insight*, 21 March 1995, p. 18; Richard Leaver, "Nuclear Non-proliferation, International Norms and Labor Traditions", in David Lee and Christopher Waters eds., *Evatt to Evans: the Labor Tradition in Australian Foreign Policy* (St. Leonards: Allen & Unwin, 1997), p. 173.

係は、豪州に米国への特別のアクセス権を与える一方で、米国からの圧力を直接受ける。西側グループに属していることも、同様にグループ内に3核兵器国が存在するために配慮した行動をとらざるを得ない⁷⁴⁾。

(2) 目的と手段⁷⁵⁾

現実主義的視点から見ると、目的として重視する点は CTBT 成立と豪州の国益との連結である。特に南太平洋でのフランスの地下核実験実施やアジア・太平洋地域における核拡散は豪州にとって長年の懸念事項であり、それらの解決に貢献する CTBT の成立は国益と一致する。手段は、そうした国益を提案等に反映させていくことが考えられる。

リベラル制度主義的視点では、目的は CTBT 成立による NPT 体制強化⁷⁶⁾、さらに核実験禁止という新しい規範の形成である。しかし、その規範が核兵器国のみにより有利となり、国際社会全体の安全保障に寄与しないものであれば非核兵器国からの支持を得ることは困難である。逆に非核兵器国のそのような国際秩序に対する反感を煽り、国際秩序の維持自体を危険に晒す可能性もある。よって、手段としては、非核兵器国の意見と核兵器国の意見を収斂させるような提案を提出、またはそのための行動をとるような仕組みが考えられる。それにより、規範に対するより多くの国の遵守を喚起することができる。

理想主義的視点では、目的は、核兵器が実際に使用不可能な兵器であるとの認識を強化し、さらに CTBT を究極的目標である核廃絶に繋がるものにすることである。手段としては、そういった目的の達成に貢献するような提案等を行っていくことが考えられる。

以上から、目的は、CTBT 成立を推進し、さらに自国の国益を取り入れるだけでなく、国際秩序や正義の促進といった方向へ条約を導くと考えられる。手段は、国益に沿うだけでなく、非核兵器国と核兵器国の意見を収斂させ、より核廃絶に近づく条約になるような提案を行うことが想定される。そこで、手段選択における現実主義的側面を考慮し、影響力が制限されている中でより有効な手段を考える際、次のエバンスの発言は注目に値する。

「[外交政策の成功に] 効果的な政治運営には、賢明な判断をすること、柔軟性を保持することが含まれる。つまり、……(中略)……南太平洋、米国、日本、中国との関係において、我々が行っている様々な調整 (adjustments) のことである。その調整によって、変化を調節し、衝突を最小化し、期待を現実的なままにしておくことができる。』⁷⁷⁾

74) Andrew O'Neil, "A Search For Compromise: Australian Multilateral Diplomacy and a Comprehensive Test Ban, 1983-1987", *The Flinders Journal of History & Politics*, vol. 19, 1997 を参照。

75) 目的と手段の考察においては Hanson, *op. cit.*, pp.11-16 を参考とした。

76) 豪州の NPT に関する認識については、Michael Wilson, "Australian perspectives on the NPT regime", in Carl Ungerer and Marianne Hanson eds., *The Politics of Nuclear Non-proliferation* (Canberra: Allen & Unwin in association with Department of International Relations, Research School of Pacific and Asian Studies, ANU, 2001) を参照。

77) Evans、註28、括弧内は引用者。

エバンスは、これまでの外交実績を踏まえ、利益と影響力の不一致を埋める手段として調整に注目している。そこで、手段におけるリベラル制度主義的側面と、エバンスの発言に留意し、手段としての調整の役割に注目して豪州の行動を検討する。

3.2 GIC 概念と豪州の CTBT 外交政策

以下では、豪州の交渉過程における行動を、調整という役割の観点から捉え直し、その調整が持つ方向性や意図を検討することによって豪州が追求する CTBT の姿を考察する。そこで特に詳細に検討するために「交渉環境の調整」と「交渉内容の調整」の2つの側面から豪州の調整活動を分析する。

(1) 交渉環境の調整

交渉環境の調整は、「交渉国間の立場に関する理解を増幅させ、事前に各国の意見衝突の見込みを最小化し、各国に交渉目的を確認させることによって、交渉成立の期待を持続させるために行われる調整」と考え、主に交渉全体に対するアプローチを中心に検討する。

交渉開始以前では、次の2つの行動を指摘できる。第1は、問題に対する認識格差の緩和である。具体的には、豪州、ニュージーランド、メキシコが中心となった国連総会決議案の統合である。非同盟諸国との共同提案を実現させたことは、交渉開始前に核実験禁止に関する西側諸国と非同盟諸国との間の認識格差を緩和し、共通認識の基盤を発達させようとしたという点で重要な行動であった。第2は、条約履行検証のための検証技術に関する研究開発などの技術支援である。CTBT の締結を妨げてきた原因の1つとして条約履行の検証技術の未発達が挙げられる。豪州は検証技術の研究開発に自主的に取り組むことで交渉環境をより良好なものにしようとした。

次に、交渉開始後の調整活動を3つの分野に分類して検討する。

第1に、対立見込みの低減である。交渉過程での意見対立を事前に低減し、交渉開始段階において交渉参加国間に一定の共通理解を与えることで、交渉が頓挫することを防ぐ。具体的には、豪州による議題提示である。交渉開始直前、条約構造に関する概要を提案し非公式協議を重ねた後に条約草案を提出し、多くの国の支持を得た。これは交渉初期段階における議論のたたき台を提供した。

第2に、交渉の円滑化である。まずは、交渉のスピードアップを狙って提案された問題の分類がある。具体的には6つの政治的問題に焦点を当てた交渉の提案である。次に活動の場をCD外に移して行われた主要各国への外交ミッションの派遣が挙げられる。CDに派遣された各国代表にだけでなく、その本国に直接働きかけていくことで交渉の円滑な進行に貢献しようとした。

第3に、危機管理である。交渉が冗長的になることによる交渉の停滞や交渉自体の決裂を防止する。具体的には、CD本会議演説や国連決議を利用して、交渉成立までの時限の設定とその確認を繰り返すことで、停滞する交渉過程に、条約成立への「緊急性」をアピールし、成立の期待を持続させようとした。危機管理として、最も重要であった行動はCTBTの国連総会採択提案である。これにより、CTBTを署名開放に導き、前年の国連決議で定められた時限を守ることができた。

個別の問題分野でも交渉円滑化を目的とした同様の例を見ることができる。これらの行動は、交渉全体の環境調整を補完するものであると言える。検証分野ではOSIに関する問題の明確化が指摘できる。基本義務に関しては、禁止範囲の拡大を批判し、またPNEや例外的な爆発などの「禁止されない活動」の容認は、「真に包括的な」条約との主旨と一致しないことを繰り返し主張した。これは、基本義務に関する議題が分散することで、合意に至らず、交渉が決裂するのを防ぐために、問題を一本化しようとした行動であると言える。

以上のことから、豪州が行った調整がもつ方向性は、豪州の国益に叶い、かつNPT体制を強化する新しい規範としてのCTBTの妥結を目指すものであり、さらに核兵器国と非核兵器国の両方を巻き込む形での条約成立を目指すものであると分かる。

(2) 交渉内容の調整

交渉内容の調整は、「交渉参加国が受け入れ可能と思われる条件を提示し、交渉国間での合意に至るために行われる、実質的な交渉事項に関する調整」と考え、個別的問題を検討する。

基本義務に関しては、「核爆発」の定義を明確にしていない提案の提出が挙げられる。この提案は、PTBTの規定を再度示すことによって一定の妥協点を交渉参加国間に提示し、さらに文言に関する曖昧さを利用して非核兵器国と核兵器国の対立を取り込むことを狙ったものであったと見ることができる。しかし、核兵器国自身の決断による「トゥルー・ゼロ・ワールド」への態度変更による豪州案の解釈の明確化が「真に包括的な」基本義務規定を形成する重要な要因であったことを考慮すると、豪州の内容調整能力にはこの点で限界があったと言える。豪州案は、1996年の交渉前までに、4核兵器国を含む多くの国の支持を得ていたことなどから、内容調整役として一定の成功を収めたとの評価ができる。

検証に関しては、特にOSIに注目する。1996年2月の豪州モデル条約案では、OSI要請根拠として、NTM容認派と導入反対または警戒派両方に配慮した提案をし、OSI決定過程でも妥協的な案を提示した。この提案は米中から拒否されるなどしたため、全ては採用されなかったが、両方に配慮しようとする意図は伺え、提案の一部は条約に取り入れられたことから部分的には成功した。

発効要件に関しては、条約の早期発効と普遍性確保の両立の可能性を模索した。単純締約

国数案やウェバー会議を含む案を提案するなどしたが、当初から非核兵器国や特に核兵器国からの支持を得られず豪州案は採用されなかった。核兵器国からの強い反対がある場合の豪州の調整は困難であると顕著に示している。

以上の検討によって、豪州が「真に包括的」であり、かつ検証可能な条約を目指し、核兵器国と非核兵器国の要望に添うような提案を試みたと言える。但し、核兵器国の主張が強い場合や政治的な判断を要する問題では豪州の調整が成功しなかった場合があった。けれども、豪州が非核兵器国の意見を条約に採り入れようとしていることは伺え、核不拡散だけでなく、核軍縮、さらには核廃絶へのステップとなる方向性の中に位置づけられうる CTBT の成立を目指そうとしていると言える。つまり、豪州による交渉環境の調整と交渉内容の調整を見ると、CTBT をリベラル制度主義的、理想主義的な方向性へ導こうとする傾向を持つことが分かった。しかし、最終版では米中交渉で決着するなど、核兵器国間での決定が条約の行方を決することとなった。よって、豪州が交渉の終盤で影響を与えることは困難であったと言える。実際に豪州の調整は、ほとんどが交渉の初期段階から中盤に集中し、成果が出ているものもその時期のものであり、調整能力の限界を示すと言える。但し、最終段階での豪州の危機管理行動は、重要なものであったことから、全く行動の余地がないというわけではなかった。

お わ り に

1996年9月、CTBT は国連総会において採択され、署名のために開放された。CTBT を成立させるために特に豪州が欠くことのできない役割を果たしたが、なぜ非核兵器国である豪州がそのような重要な役割を果たすことができたのだろうか。この問いについて、本稿では CTBT 交渉における豪州の役割を GIC 概念の観点から、特に調整の役割に注目して検討した。交渉環境及び交渉内容の調整の検討から、豪州が核兵器国と非核兵器国の意見の収斂を試みる調整を行い、その結果として核軍縮に向けた条約を成立させることができたと言える。つまり、豪州は GIC 概念に基づいた調整をし、成功したと言える。

本稿における検証を通じて明らかになった CTBT 交渉過程における豪州の多国間外交政策の特徴は、国益を狭義にはなくより広義に捉えて実施されていたということである。力の分布を重視する現実主義的観点からだけでなく、国家間協調による国際秩序の維持や強化を重視するリベラル制度主義的観点、さらに世界的な正義の実現を重視する理想主義的観点から国益を捉えることによって、豪州は外交的余地をみいだしている。現実主義的観点からのみ国益を捉える見方を採用すると、国際政治は大国間の政治と見なされ、特に核問題ではその傾向が強くなるために、豪州のような大国とは言えない国家の場合、外交的余地は極

めて限定的なものになってしまうからである。よって、CTBT 交渉過程における豪州の多国間外交姿勢の有効性は、国家が追求する目的を、国際秩序や正義の観点から捉え直すことによって、その国の外交的余地をみいだすことができるという点にあると言える。しかし、GIC 概念を用いて豪州の行動の全ては説明できず、特に豪州の調整行動の成否を決する要因を説明できなかったため、今後の課題としたい。

最後に、非核兵器国の核軍縮問題へのコミットに関して、本稿がどのような示唆を持つかを考えてみたい。非核兵器国は、具体的な交渉の場においてだけでなく、そのような交渉の場がまだ設定されていない段階であったとしても、問題解決を多国間で行えるような交渉環境をできるだけ良好な形で設定するための調整などによって貢献できる。さらに、そうした調整などの行動を起こす場合に、現実主義的な視点からだけでなく、リベラル制度主義的及び理想主義的な視点から利益関係を考慮して実施していくことが必要である。たとえ国家が現実主義的な利益追求を優先する場合でも、国際秩序や正義の観点を考慮に入れた行動をするように留意すべきである。